

# 歩道幅員の狭い路線における大径木の取り扱いについて

## 1. はじめに

平成 28 年第四回都議会定例会等において、主要地方道白山祝田町線（第 301 号白山通り）の街路樹の取扱いに関する陳情が意見付採択されたこと、また、令和 3 年度街路樹診断等マニュアルの改定にて、根の保護に関するガイドラインが新たに追加されるなど、既存道路における街路樹の保護・保全が求められている。一方で、歩道には高齢者・車いす使用者等を含むすべての歩行者の安全で円滑な移動が可能となる構造が求められている。本稿は、大径木化した街路樹により歩道の有効幅員 2.0m の確保が出来ていない既存道路において、電線共同溝設置に伴う復旧工事の中で、地元との合意形成を図った上で街路樹を撤去し、安全で円滑な移動を実現した事例について報告する。

## 2. 本整備区域の地域性と現状

特例都道秋葉原雑司ヶ谷線（第 437 号不忍通り）は東京都千代田区と文京区を結ぶ延長約 8.5 km の都道である。（図一）当該箇所周辺は閑静な住宅が密集するとともに、高校や大学をはじめ多くの学校が立地しており、地下鉄駅からも近いので、主に通勤通学で歩道を利用する歩行者が 530～1838 人/12h と多い地域である。加えて視覚特別支援学校への通学路ともなっていることからバリアフリーへの配慮も必要な箇所でもある。こうした環境であるが、当該地域の歩道には、幹回り 110～155cm のイチョウが雄雌交互に植栽されていた。このため有効幅員が約 1.7m と狭く、自転車利用者と歩行者の接触や躓きの原因となる街路樹の根上や、落葉・落果等により決して良好な歩道空間とは言えない状況であった。（写真一）（写真二）



図一 整備箇所



写真一 幅員の狭い歩道



写真二 落果の様子

### 3. 地域との合意形成と街路樹撤去の進め方

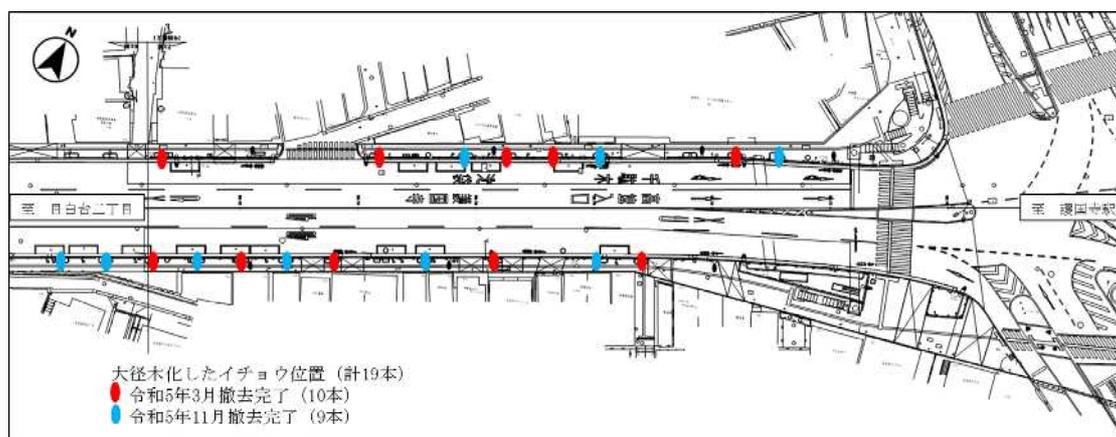
当該地域における地元からの要望は主に①歩きやすい歩道空間の創出②落葉期、落果期における地元負担の軽減の2点であり、これらを解消するため電線共同溝整備の道路復旧に併せて街路樹を撤去してほしいというものであった。都としても、当該工事の復旧に併せてできる限り良好な歩道空間への転換を図ることを目指し、街路樹に愛着を持たれている方への配慮も怠らぬよう丁寧な対応を行いつつ、街路樹の撤去を進めることとし、各学校の関係者などと綿密な協議・調整を重ね地域の総意として街路樹の撤去要望書をいただくことで、地域の皆さんと一枚岩となって事業を完遂させる準備を整えた。(写真一3) また、撤去工事を進めるうえでも昨今の街路樹を取り巻く環境に最大限配慮し、段階的に撤去を行う方針とした。具体的には、対象としたイチョウ19本のうち落果により沿道住民に負担をかけている雌の樹10本を先行して撤去することとし、令和5年3月中旬に完了した。その後は一時、地域や都民の反応を見極めていたが、撤去に対する反対の声は皆無であり、むしろ残る街路樹の早期撤去に係る強い要望を受けたことから、残る街路樹の撤去も速やかに進めるべきと考え、本庁主管課と連携し必要な予算措置、幹部説明を経て、落葉期前の令和5年11月末に残る9本の撤去を完了した。(写真一4)(図一2)



写真一3 住民対応状況



写真一4 整備後状況



図一2 樹木撤去位置図

### 4. 今後の街路樹整備について

本事業では当該路線の街路樹を全撤去したことに對して苦情等は現時点では寄せられていない。しかしながら、今後も街路樹撤去にあたっては、慎重に進めていく必要がある。路面補修や電線共同溝整備等の事業が入るタイミングで地元(地元町会、地元自治会、周辺施設等)の要望や区間の状況(有効幅員、通行量、苦情の有無、前後区間における対応等)を踏まえ、対応を検討し、撤去が必要な場合は、早い段階で地元関係者との調整を行い、円滑な合意形成を進めていきたい。

今後も本整備区域西側において、電線共同溝整備や街路整備事業を推進していくことから、引き続き本路線全体の街路樹を含めた道路全体の断面構成のあり方について地元との対話を重ねつつ安全で快適な歩道を実現していきたい。